

大分県報

平成三十年

第二九五三号

一月三十日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 救急病院等の認定……………一
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（八件）……………一
- 肥料の登録……………一七
- 肥料の登録の有効期間の更新……………一七
- 肥料の登録事項の変更……………一八
- 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間……………一八
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可……………一八

告示

大分県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
前尾胃腸科	前尾 征吾	白杵市大字市浜二〇七	平二九・一一・一九
ふるや皮膚科医院	古屋 英樹	別府市駅前町四一四	平二九・一二・二
中央薬局	有限会社大信興	別府市駅前町二二二九	平二九・一二・三一

平成三十年一月三十日

大分県報（告示）

一

大分県告示第三十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広瀬 貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	曾根病院	佐伯市長島町二の一八の二四	平三〇・一・一五から 平三三・一・一四まで
救急病院	大分県済生会日田病院	日田市大字三和六四三番地の七	平三〇・一・二一から 平三三・一・二〇まで

大分県告示第三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コスモタウン フリーモール佐伯（B区画）
佐伯市鶴岡西町二丁目百九十七番
- 届出者の氏名又は名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長 橘 正喜
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
- 変更した事項
（一）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 川村 嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

変更後 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 コスマタウン フリーモール佐伯

佐伯市鶴岡西町二丁目

変更後 コスマタウン フリーモール佐伯 (B区画)

佐伯市鶴岡西町二丁目百九十七番

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社オートボックスセブン

代表取締役 湧田 節夫

東京都江東区豊洲五―六―五十二 I S Tビル

江頭 康浩

佐賀県三養基郡みやき町大字西島千五百三十五

株式会社明屋書店

代表取締役 小島 俊一

愛媛県松山市湊町四丁目一番地十九

株式会社マルシヨク

代表取締役 紀伊 正彦

大分市東春日町十三―十一

株式会社マックハウス

代表取締役 白土 孝

東京都杉並区梅里一―七―七新高円寺ツインビル

株式会社西松屋チェーン

代表取締役 大村 禎史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六―一
株式会社チヨダ
代表取締役 舟橋 浩司

東京都杉並区成田東四―三十九―八

株式会社ライトオン

代表取締役 横内 達治

茨城県つくば市吾妻一丁目十一番地一

株式会社ハニーズ

代表取締役 江尻 義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七―一

J R九州ドラッグイレブン株式会社

代表取締役 馬場 義文

福岡県大野城市川久保一丁目二番一号

青山商事株式会社

代表取締役 青山 理

広島県福山市王子町一―三―五

株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濠二丁目三十八番地

株式会社ゲオホールディングス

代表取締役 遠藤 結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八番八号

有限会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川 法子

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

株式会社ヨネサワ

代表取締役 米澤 房朝

熊本県熊本市水前寺六丁目一―三十八

株式会社ベスト電器

代表取締役 小野 浩司

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

変更後

株式会社オートボックスセブン

代表取締役 小林 喜夫巳

東京都江東区豊洲五丁目六番五十二号 NBF豊洲キャナルフロント

江頭 康 浩

佐賀県三養基郡みやき町大字西島千五百三十五

KDDI株式会社

代表取締役 田中 孝 司

東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

株式会社明屋書店

代表取締役 酒井 修

愛媛県松山市湊町四丁目一番地十九

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 平成二十九年六月二十七日(三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表者)

(2) 平成二十九年十二月二十七日(株式会社サンリブの削除)

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十九年十二月二十七日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 平成二十八年六月二十一日(株式会社オートボックスセブンの代表者)

(2) 平成二十九年九月二十八日(株式会社明屋書店の代表者)

(3) 平成二十九年十月一日(KDDI株式会社の追加)

二 届出年月日

平成二十九年十二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下

「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成三十年一月三十日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯(C区画)

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 川村 嘉 則

変更後 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 コスモタウン フリーモール佐伯

佐伯市鶴岡西町二丁目

変更後 コスモタウン フリーモール佐伯(C区画)

佐伯市鶴岡西町二丁目百六十六番

平成三十年一月三十日

大分県報(告示)

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社オートバックスセブン

代表取締役 湧 田 節 夫

東京都江東区豊洲五―六―五十二 I S Tビル

江 頭 康 浩

佐賀県三養基郡みやき町大字西島千五百三十五

株式会社明屋書店

代表取締役 小 島 俊 一

愛媛県松山市湊町四丁目一番地十九

株式会社マルシヨク

代表取締役 紀 伊 正 彦

大分市東春日町十三―十一

株式会社マックハウス

代表取締役 白 土 孝

東京都杉並区梅里一―七―七新高円寺ツインビル

株式会社西松屋チェーン

代表取締役 大 村 禎 史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六―一

株式会社チヨダ

代表取締役 舟 橋 浩 司

東京都杉並区成田東四―三十九―八

株式会社ライトオン

代表取締役 横 内 達 治

茨城県つくば市吾妻二丁目十一番地一

株式会社ハニーズ

代表取締役 江 尻 義 久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七―一

J R九州ドラッグイレブン株式会社

代表取締役 馬 場 義 文

福岡県大野城市川久保一丁目二番一号

青山商事株式会社

代表取締役 青 山 理
広島県福山市王子町一―三―五
株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治
岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地
株式会社ゲオホールディングス

代表取締役 遠 藤 結 蔵
愛知県名古屋市中区富士見町八番八号
有限会社ホリデイズ

代表取締役 長 谷 川 法 子
由布市湯布院町川上三千十九の一番地
株式会社ヨネサワ

代表取締役 米 澤 房 朝
熊本県熊本市水前寺六丁目一―三十八
株式会社ベスト電器

代表取締役 小 野 浩 司
福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号
変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号
株式会社ケーブルテレビ佐伯

代表取締役 安 達 義 人
佐伯市池船町二十番三号

4 変更の年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成二十九年六月二十七日

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成二十九年十二月二十七日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(1) 平成二十九年九月一日(株式会社サンリブの追加)
(2) 平成二十九年五月一日(株式会社ケーブルテレビ佐伯の追加)

二 届出年月日

平成二十九年十二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（D区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百八十一番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 川 村 嘉 則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

変更後 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 コスモタウン フリーモール佐伯

佐伯市鶴岡西町二丁目

変更後 コスモタウン フリーモール佐伯（D区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百八十一番

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社オートバックスセブン

代表取締役 湧 田 節 夫

東京都江東区豊洲五―六―五十二 I S Tビル

江 頭 康 浩

佐賀県三養基郡みやき町大字西島千五百三十五

株式会社明屋書店

代表取締役 小 島 俊 一

愛媛県松山市湊町四丁目一番地十九

株式会社マルシヨク

代表取締役 紀 伊 正 彦

大分市東春日町十三―十一

株式会社マックハウス

代表取締役 白 土 孝

東京都杉並区梅里一―七―七新高円寺ツインビル

株式会社西松屋チェーン

代表取締役 大 村 禎 史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六―一

平成三十年一月三十日

大分県報（告示）

五

株式会社チヨダ

代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四―三十九―八

株式会社ライトオン

代表取締役 横内達治

茨城県つくば市吾妻一丁目十一番地一

株式会社ハニーズ

代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七―一

JR九州ドラッグイレブン株式会社

代表取締役 馬場義文

福岡県大野城市川久保一丁目二番一号

青山商事株式会社

代表取締役 青山理

広島県福山市王子町一―三―五

株式会社セリア

代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

株式会社ゲオホールディングス

代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八番八号

有限会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川法子

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

株式会社ヨネザワ

代表取締役 米澤房朝

熊本県熊本市水前寺六丁目一―三十八

株式会社ベスト電器

代表取締役 小野浩司

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

株式会社マックハウス

代表取締役 白土孝

変更後

東京都杉並区梅里一丁目七番七号新高円寺ツインビル
株式会社西松屋チエーン

代表取締役 大村禎史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一

株式会社チヨダ

代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号藤澤ビルディング五階

株式会社ライトオン

代表取締役 横内達治

茨城県つくば市吾妻一丁目十一番地一

株式会社ハニーズ

代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地の一

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十九年六月二十七日 (三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表者)

(2) 平成二十九年十二月二十七日 (株式会社サンリブの削除)

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十九年十二月二十七日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十九年七月三日 (株式会社チヨダの本社移転)

二 届出年月日

平成二十九年十二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年

五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならぬ。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（E区画）
佐伯市鶴岡西町二丁目百二十二番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長 橘 正 喜
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 川 村 嘉 則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

変更後 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 コスモタウン フリーモール佐伯
佐伯市鶴岡西町二丁目

変更後 コスモタウン フリーモール佐伯（E区画）
佐伯市鶴岡西町二丁目百二十二番

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社オートバックスセブン

代表取締役 湧 田 節 夫

東京都江東区豊洲五―六―五十二 I S Tビル

江 頭 康 浩

佐賀県三養基郡みやき町大字西島千五百三十五

株式会社明屋書店

代表取締役 小 島 俊 一

愛媛県松山市湊町四丁目一番地十九

株式会社マルシヨク

代表取締役 紀 伊 正 彦

大分市東春日町十三―十一

株式会社マックハウス

代表取締役 白 土 孝

東京都杉並区梅里一―七―七新高円寺ツインビル

株式会社西松屋チェーン

代表取締役 大 村 禎 史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六―一

株式会社チヨダ

代表取締役 舟 橋 浩 司

東京都杉並区成田東四―三十九―八

株式会社ライトオン

代表取締役 横 内 達 治

茨城県つくば市吾妻二丁目十一番地一

株式会社ハニーズ

代表取締役 江 尻 義 久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七―一

平成三十年一月三十日

大分県報（告示）

七

JR九州ドラッグイレブン株式会社

代表取締役 馬場 義文

福岡県大野城市川久保一丁目二番一号

青山商事株式会社

代表取締役 青山 理

広島県福山市王子町一―三―五

株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

株式会社ゲオホールディングス

代表取締役 遠藤 結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八番八号

株式会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川 法子

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

株式会社ヨネザワ

代表取締役 米澤 房朝

熊本県熊本市水前寺六丁目一―三十八

株式会社ベスト電器

代表取締役 小野 浩司

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

株式会社大分からあげ

代表取締役 川邊 哲也

大分市下郡北一丁目百二十七番地

青山商事株式会社

代表取締役 青山 理

広島県福山市王子町一丁目三番五号

株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

株式会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川 法子

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

株式会社ヨネザワ

代表取締役 米澤 房朝

熊本県熊本市水前寺六丁目一番三十八号

株式会社ベスト電器

代表取締役 小野 浩司

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十九年六月二十七日(三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表者)

(2) 平成二十九年十二月二十七日(株式会社サンリブの削除)

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十九年十二月二十七日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十八年十一月一日(株式会社大分からあげ)

二 届出年月日

平成二十九年十二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（B区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百九十七番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一万四千九百七十七平方メートル

変更後 二千七百七十二平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場A A区画敷地内 二百十五台

駐車場B B区画敷地内 四十九台

駐車場C C区画敷地内 三百五十台

駐車場D D区画敷地内 百五十二台

駐車場E E区画敷地内 三百十二台

合計 千七十八台

変更後 駐車場A A区画敷地内 五十二台

駐車場B B区画敷地内 七十一台

合計 百二十三台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 駐輪場A―一 A区画敷地北側 二十五台

駐輪場B―一 B―三棟東側 四十五台

駐輪場C―一 C―一棟西側 三十台

駐輪場C―二 C―一棟東側 三十台

駐輪場C―三 C―三棟北側 五十五台

駐輪場C―四 C―三棟北側 八十二台

駐輪場D―一 D―一棟南側 四十台

駐輪場D―二 D区画敷地西側 六十六台

駐輪場D―三 D区画敷地東側 三十二台

駐輪場E―一 E―一棟西側 三十三台

駐輪場E―二 E―三棟西側 二十四台

駐輪場E―三 E―五棟南側 二十五台

合計 四百八十七台

変更後 駐輪場B―一 B―三棟東側 四十五台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 荷さばき施設B―一 B―一棟南側 九十平方メートル

荷さばき施設B―二 B―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設B―三―一 B―三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設B―三―二 B―三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C―二 C―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C―三―一 C―三棟西側 九十平方メートル

荷さばき施設C―三―二 C―三棟東側 二百五十五平方メートル

荷さばき施設D―一 D―一棟東側 九十平方メートル

荷さばき施設D―二 D―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設D―三―一 D―三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設D―三―二 D―三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E―一―一 E―一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E―一―二 E―一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E―二―一 E―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E―二―二 E―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E―三・四 E―三・四棟南側 九十平方メートル

荷さばき施設E―五 E―五棟東側 八十四平方メートル

合計 千六百八十九平方メートル

変更後 荷さばき施設B―一 B―一棟西側 五十平方メートル

荷さばき施設B―二 B―二棟北側 二十五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前

荷さばき施設B―三―一 B―三棟北側 二十五平方メートル
 荷さばき施設B―三―二 B―三棟北側 五十平方メートル
 合計 百五十平方メートル

変更後
 廃棄物保管施設B―一 B―一棟南側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設B―二 B―二棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設B―三―一 B―三棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設B―三―二 B―三棟南側 四・三四立方メートル
 廃棄物保管施設C―二―一 C―二棟北側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設C―二―二 C―二棟北側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設C―二―三 C―二棟北側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設C―三―一 C―三棟東側 一八・七一立方メートル
 廃棄物保管施設C―三―二 C―三棟東側 一九・三八立方メートル
 廃棄物保管施設D―一 D―一棟南側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設D―二―一 D―二棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設D―二―二 D―二棟東側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設D―三―一 D―三棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設D―三―二 D―三棟東側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設E―一―一 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―一―二 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―一―三 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―一―四 E―一棟東側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設E―二―一 E―二棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設E―二―二 E―二棟東側 七・二五立方メートル
 廃棄物保管施設E―三 E―三棟東側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―四 E―四棟北側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―五 E―五棟東側 一四・六三立方メートル
 廃棄物保管施設E―五 E―五棟南側 一八・七五立方メートル
 廃棄物保管施設E―五 E―五棟南側 一八・七五立方メートル
 合計 百四十六・三五立方メートル

変更後

廃棄物保管施設B―一―一 B―一棟南側 三・六〇立方メートル
 廃棄物保管施設B―一―二 B―一棟南側 四十一・五六立方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 駐車場A A区画敷地北側、東側及び南側 四箇所
 駐車場B B区画敷地北側及び南側 四箇所
 駐車場C C区画敷地西側、北側、東側及び南側 四箇所
 駐車場D D区画敷地北側及び東側 二箇所
 駐車場E E区画敷地西側及び南東側 四箇所
 合計 十八箇所

変更後 駐車場A A区画敷地北側、東側及び南側 四箇所
 駐車場B B区画敷地北側及び南側 四箇所
 合計 八箇所

4 変更する年月日

平成二十九年十二月二十八日

二 届出年月日

平成二十九年十二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（C区画）
佐伯市鶴岡西町二丁目百六十六番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長 橘 正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一万四千九百七十七平方メートル

変更後 三千二百五十六平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場A A区画敷地内 二百十五台

駐車場B B区画敷地内 四十九台

駐車場C C区画敷地内 三百五十台

駐車場D D区画敷地内 百五十二台

駐車場E E区画敷地内 三百十二台

合計 千七十八台

変更後 駐車場C―一 C―三棟北側及び西側 百三十六台

駐車場C―二 C―四棟西側 二十五台

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場A―一 A区画敷地北側 二十五台

駐車場B―一 B―三棟東側 四十五台

駐車場C―一 C―一棟西側 三十台

駐車場C―二 C―一棟東側 三十台

駐車場C―三 C―三棟北側 五十五台

駐車場C―四 C―三棟北側 八十二台

駐車場D―一 D―一棟南側 四十台

駐車場D―二 D区画敷地西側 六十六台

駐車場D―三 D区画敷地東側 三十二台

駐車場E―一 E―一棟西側 三十三台

駐車場E―二 E―三棟西側 二十四台

駐車場E―三 E―五棟南側 二十五台

合計 四百八十七台

変更後

駐車場C―二 C―二棟北側 三十台

駐車場C―三 C―三棟北側 二十五台

駐車場C―四 C―三棟南側 十四台

合計 六十九台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 荷さばき施設B―一 B―一棟南側 九十平方メートル

荷さばき施設B―二 B―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設B―三 B―三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設B―四 B―三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C―一 C―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C―二 C―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C―三 C―三棟西側 九十平方メートル

荷さばき施設C―四 C―三棟東側 二百五十五平方メートル

荷さばき施設D―一 D―一棟東側 九十平方メートル

荷さばき施設D―二 D―二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設D―三 D―三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E―一 E―一棟北側 九十平方メートル

合計 百六十一台

平成三十年一月三十日

大分県報（告示）

(4)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前

- 廃棄物保管施設B―一 B―一棟南側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設B―二 B―二棟西側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設B―三 B―三棟西側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設B―四 B―三棟南側 四・三四立方メートル
- 廃棄物保管施設C―一 C―一棟北側 一・〇三立方メートル
- 廃棄物保管施設C―二 C―二棟北側 一・〇三立方メートル
- 廃棄物保管施設C―三 C―二棟北側 一・〇三立方メートル
- 廃棄物保管施設C―四 C―三棟東側 十九・三八立方メートル
- 廃棄物保管施設D―一 D―一棟南側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設D―二 D―二棟西側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設D―三 D―二棟東側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設D―四 D―三棟西側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設D―五 D―三棟東側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設E―一 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
- 廃棄物保管施設E―二 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
- 廃棄物保管施設E―三 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
- 廃棄物保管施設E―四 E―一棟東側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設E―五 E―二棟西側 三・六三立方メートル
- 廃棄物保管施設E―六 E―二棟東側 七・二五立方メートル
- 廃棄物保管施設E―七 E―三棟東側 一・〇三立方メートル
- 廃棄物保管施設E―八 E―四棟北側 一・〇三立方メートル

変更後

- 荷さばき施設C―三 C―三棟西側 九十平方メートル
- 荷さばき施設C―四 C―三棟東側 二百二十五平方メートル
- 合計 三百十五平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

- 駐車場A A区画敷地北側、東側及び南側 四箇所
- 駐車場B B区画敷地北側及び南側 四箇所
- 駐車場C C区画敷地西側、北側、東側及び南側 四箇所
- 駐車場D D区画敷地北側及び東側 二箇所
- 駐車場E E区画敷地西側及び南東側 四箇所
- 合計 十八箇所

変更後

- 駐車場C―一及び二 C区画敷地西側、北側、東側及び南側 四箇所

4 変更する年月日

平成二十九年十二月二十八日

二 届出年月日

平成二十九年十二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（D区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百八十一番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一万四千九百七十七平方メートル

変更後 三千四十三平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場A A区画敷地内 二百十五台

駐車場B B区画敷地内 四十九台

駐車場C C区画敷地内 三百五十台

駐車場D D区画敷地内 百五十二台

駐車場E E区画敷地内 三百十二台

合計 千七十八台

変更後 駐車場D D区画敷地内 百四十台

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐輪場A一 A区画敷地北側 二十五台

駐輪場B一 B一三棟東側 四十五台

駐輪場C一 C一棟西側 三十台

駐輪場C二 C一棟東側 三十台

駐輪場C三 C一三棟北側 五十五台

駐輪場C四 C一三棟北側 八十二台

駐輪場D一 D一棟南側 四十台

駐輪場D二 D区画敷地西側 六十六台

駐輪場D三 D区画敷地東側 三十二台

駐輪場E一 E一棟西側 三十三台

駐輪場E二 E一三棟西側 二十四台

駐輪場E三 E一五棟南側 二十五台

合計 四百八十七台

変更後

駐輪場D一 D一棟南側 二十五台

駐輪場D二 D区画敷地西側 八十台

駐輪場D三 D一三棟東側 三十台

合計 百三十五台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 荷さばき施設B一 B一棟南側 九十平方メートル

荷さばき施設B二 B一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設B三 B一三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設B四 B一三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C一 C一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C二 C一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C三 C一三棟西側 九十平方メートル

荷さばき施設C四 C一三棟東側 二百五十五平方メートル

荷さばき施設D一 D一棟東側 九十平方メートル

荷さばき施設D二 D一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設D三 D一三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設D四 D一三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E一 E一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E二 E一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E三 E一三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E四 E一三・四棟南側 九十平方メートル

荷さばき施設E五 E一五棟東側 八十四平方メートル

変更後
 荷さばき施設D―一 D―一棟東側 三十五平方メートル
 荷さばき施設D―二―一 D―二棟北側 三十五平方メートル
 荷さばき施設D―二―二 D―二棟北側 三十五平方メートル
 荷さばき施設D―三―一 D―三棟北側 三十五平方メートル
 荷さばき施設D―三―二 D―三棟北側 三十五平方メートル
 合計 百七十五平方メートル

合計 千六百八十九平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前
 廃棄物保管施設B―一 B―一棟南側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設B―二 B―二棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設B―三―一 B―三棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設B―三―二 B―三棟南側 四・三四立方メートル
 廃棄物保管施設C―二―一 C―二棟北側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設C―二―二 C―二棟北側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設C―二―三 C―二棟北側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設C―三―一 C―三棟東側 一八・七一立方メートル
 廃棄物保管施設C―三―二 C―三棟東側 一九・三八立方メートル
 廃棄物保管施設D―一 D―一棟南側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設D―二―一 D―二棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設D―二―二 D―二棟東側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設D―三―一 D―三棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設D―三―二 D―三棟東側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設E―一―一 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―一―二 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―一―三 E―一棟南側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―一―四 E―一棟東側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設E―二―一 E―二棟西側 三・六三立方メートル
 廃棄物保管施設E―二―二 E―二棟東側 七・二五立方メートル
 廃棄物保管施設E―三 E―三棟東側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―四 E―四棟北側 一・〇三立方メートル
 廃棄物保管施設E―五 E―五棟東側 一四・六三立方メートル
 廃棄物保管施設E―五 E―五棟南側 一八・七五立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 変更後
 廃棄物保管施設D―一 D―一棟南側 三・五八立方メートル
 廃棄物保管施設D―二―一 D―二棟西側 三・五八立方メートル
 廃棄物保管施設D―二―二 D―二棟東側 三・五八立方メートル
 廃棄物保管施設D―三―一 D―三棟西側 三・五八立方メートル
 廃棄物保管施設D―三―二 D―三棟東側 三・五八立方メートル
 合計 十七・九〇立方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前
 駐車場A A区画敷地北側、東側及び南側 四箇所
 駐車場B B区画敷地北側及び南側 四箇所
 駐車場C C区画敷地西側、北側、東側及び南側 四箇所
 駐車場D D区画敷地北側及び東側 二箇所
 駐車場E E区画敷地西側及び南東側 四箇所
 合計 十八箇所

変更後
 駐車場D D区画敷地北側及び東側 二箇所

4 変更する年月日

平成二十九年十二月二十八日

二 届出年月日

平成二十九年十二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（E区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百二十二番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一万四千九百七十七平方メートル

変更後 五千七百三十一平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場A A区画敷地内 二百十五台

駐車場B B区画敷地内 四十九台

駐車場C C区画敷地内 三百五十台

駐車場D D区画敷地内 百五十二台

駐車場E E区画敷地内 三百十二台

合計 千七十八台

変更後 駐車場E一 E一棟北側 三十二台

駐車場E二 E二棟北側 二百三十一台

駐車場E三 E三棟南側 四十台

駐車場C一 C一棟北側及び西側 二十台

合計 三百二十三台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 駐輪場A一 A区画敷地北側 二十五台

駐輪場B一 B一棟東側 四十五台

駐輪場C一 C一棟西側 三十台

駐輪場C二 C二棟東側 三十台

駐輪場C三 C三棟北側 五十五台

駐輪場C四 C四棟北側 八十二台

駐輪場D一 D一棟南側 四十台

駐輪場D二 D区画敷地西側 六十六台

駐輪場D三 D区画敷地東側 三十二台

駐輪場E一 E一棟西側 三十三台

駐輪場E二 E二棟西側 二十四台

駐輪場E三 E三棟南側 二十五台

合計 四百八十七台

変更後

駐輪場E一 E一棟西側 二十一台

駐輪場E二 E二棟西側 二十四台

駐輪場E三 E三棟南側 二十五台

合計 七十台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 荷さばき施設B一 B一棟南側 九十平方メートル

荷さばき施設B二 B二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設B三 B三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設B四 B四棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C一 C一棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設C二 C二棟西側 九十平方メートル

荷さばき施設C三 C三棟東側 二百五十五平方メートル

荷さばき施設D一 D一棟東側 九十平方メートル

荷さばき施設D二 D二棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設D三 D三棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設D四 D四棟北側 九十平方メートル

荷さばき施設E一 E一棟北側 九十平方メートル

(4)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前

廃棄物保管施設B―一	B―一棟南側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設B―二	B―二棟西側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設B―三	B―三棟西側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設B―四	B―三棟南側	四・三四立方メートル
廃棄物保管施設C―一	C―二棟北側	一・〇三立方メートル
廃棄物保管施設C―二	C―二棟北側	一・〇三立方メートル
廃棄物保管施設C―三	C―二棟北側	一・〇三立方メートル
廃棄物保管施設C―四	C―三棟東側	一八・七一立方メートル
廃棄物保管施設C―五	C―三棟東側	一九・三八立方メートル
廃棄物保管施設D―一	D―一棟南側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設D―二	D―二棟西側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設D―三	D―二棟東側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設D―四	D―三棟西側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設D―五	D―三棟東側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設E―一	E―一棟南側	一・〇三立方メートル
廃棄物保管施設E―二	E―一棟南側	一・〇三立方メートル
廃棄物保管施設E―三	E―一棟南側	一・〇三立方メートル
廃棄物保管施設E―四	E―一棟東側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設E―五	E―二棟西側	三・六三立方メートル
廃棄物保管施設E―六	E―二棟東側	七・二五立方メートル
廃棄物保管施設E―七	E―三棟東側	一・〇三立方メートル

変更後

荷さばき施設E―一	E―一棟北側	三十五平方メートル
荷さばき施設E―二	E―二棟北西側	五十平方メートル
荷さばき施設E―三	E―三・四棟南側	五十平方メートル
荷さばき施設E―四	E―五棟東側	八十四平方メートル
合計		二百十九平方メートル

(三)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

駐車場A	A区画敷地北側、東側及び南側	四箇所
駐車場B	B区画敷地北側及び南側	四箇所
駐車場C	C区画敷地西側、北側、東側及び南側	四箇所
駐車場D	D区画敷地北側及び東側	二箇所
駐車場E	E区画敷地西側及び南東側	四箇所
合計		十八箇所

変更後

駐車場E―一	E区画敷地西側	一箇所
駐車場E―二	E区画敷地西側	二箇所
駐車場E―三	E区画敷地南側	一箇所
合計		四箇所

4 変更する年月日

平成二十九年十二月二十八日

二 届出年月日

平成二十九年十二月二十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならぬ。
 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

登録番号	大分県肥第一一七号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	混合有機ベレット六号
保証成分量(%)	窒素全量六・〇 りん酸全量六・〇
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号
登録年月日	平二九・九・一

大分県告示第四十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

登録番号	大分県肥第一一〇二号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	片倉四三二
保証成分量(%)	窒素全量四・〇 りん酸全量三・〇 加里全量二・〇
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号
登録有効期限	平三五・一二・二

大分県告示第四十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更があった。

平成三十年一月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更の内容	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更年月日
大分県肥第一〇三三三号	副産植物質肥料	醜醇副産肥料 一号	代表者 大衡一郎	変更前 代表取締役 大衡一郎 変更後 代表取締役 吉川哲也	ジェイカムアグリ株式会社 東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号	平二九・六・二六
大分県肥第一〇三四号	副産植物質肥料	蒸留副産肥料 三号	代表者 大衡一郎	代表取締役 大衡一郎 代表取締役 吉川哲也	ジェイカムアグリ株式会社 東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号	平二九・六・二六
大分県肥第一〇九八号	副産植物質肥料	廃糖蜜醜醇副産肥料 二号	代表者 大衡一郎	代表取締役 大衡一郎 代表取締役 吉川哲也	ジェイカムアグリ株式会社 東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号	平二九・六・二六
大分県肥第一〇九九号	副産植物質肥料	廃糖蜜醜醇副産肥料 三号	代表者 大衡一郎	代表取締役 大衡一郎 代表取締役 吉川哲也	ジェイカムアグリ株式会社 東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号	平二九・六・二六

大分県告示第五十号

大分県漁業調整規則(昭和四十二年大分県規則第十八号)第八条第二項又は第二十一条第三項の規定により、瀬戸内海(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百零二条第二項

に規定する瀬戸内海をいう。)のうち大分県海域における小型機船底びき網漁業(手繰第二種こぎ網漁業又は手繰第三種貝けた網漁業)の許可又は起業の認可の申請期間は、平成三十年二月十六日から同年三月九日までとする。
なお、当該漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度は、次のとおりとする。
平成三十年一月三十日

申請者の住所	大分県知事 広瀬勝貞
申請者の住所	中津市 豊後高田市 宇佐市
申請者の住所	大分市(旧佐賀関町の区域にあつては、大字本神崎、大字馬場、大字大平及び大字志生木の部分に限る。) 別府市 杵築市 国東市 姫島村 日出町
申請者の住所	国東市国見町
申請者の住所	大分県知事 広瀬勝貞
申請者の住所	中津市
申請者の住所	中津都市計画公園事業
申請者の住所	六・四・二号 永添運動公園
申請者の住所	事業施行期間
申請者の住所	変更前 平成二十七年四月二十八日から平成三十年三月三十一日まで
申請者の住所	変更後 平成二十七年四月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

大分県告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年一月三十日

一 施行者の名称	大分県知事 広瀬勝貞
二 都市計画事業の種類及び名称	中津市
三 事業施行期間	六・四・二号 永添運動公園
変更前	平成二十七年四月二十八日から平成三十年三月三十一日まで
変更後	平成二十七年四月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

平成三十年一月三十日

大分県報(告示)